第８回　各国基準設定主体（NSS）会議報告

Ⅰ．はじめに

各国基準設定主体（NSS）会議は、リエゾン国会議を起源とする世界各国の会計基準設定主体や財務報告関係機関の集まりであり、国際的な会計基準の収斂化が進展する中で、各国の会計基準設定主体が直面する問題や、取り組んでいる研究プロジェクトを取り上げて議論し、国際会計基準審議会（IASB）のプロジェクトや作業計画に対するインプットやサポートを行うための会議である。年２回、春と秋に定期的に開催されており、現在、英国 ASB の Ian Mackintosh 議長が、この会議の議長を務めている。

今回の NSS 会議は、ドイツ(GASB)の主催で、2009 年 9 月 8 日と 9 日の 2 日間にわたりフランクフルトにて開催された。会議には、主催国のドイツの他、日本、米国、英国、カナダ、フランス、オーストラリア、ニュージーランド、イタリア、インド、オーストリア、韓国、サウジアラビア、シンガポール、スウェーデン、スーダン、台湾、ノルウェイ、香港、南アフリカ、メキシコ、ルーマニアの 22 カ国の会計基準設定主体及び、欧州財務報告諮問機関（EFRAG)、国際会計基準審議会（IASB）等から、約 50 名が参加した。

企業会計基準委員会（ASBJ）からは、加藤委員と豊田主任研究員が出席した。

Ⅱ．議事の概要

今回取り上げられた議題は次の通りである。

議　題	担　当
第１日目　〔9 月 8 日（火)〕	
1. 世界的な経済危機への対応	英　国
2. IASB の作業計画	英　国
3. 概念フレームワーク（測定）	IASB と米　国
4. IFRS の解釈問題への対応	IASB とドイツ
第２日目　〔9 月 9 日（水)〕	
5. 無形資産	オーストラリア・日　本
6. 会計基準の影響の分析	英　国
7. 年金会計	英　国
8. IAS26 号の廃止	ニュージーランド

9. 外貨換算取引会計	韓　国
10. IFRS2 号の見直し	フランス
11. 開示のフレームワーク	EFRAG・カナダ
12. NSS 会議の運営及び手続	英　国

初日には特に注目すべきテーマが取り上げられた。

「世界的な経済危機」では、経済危機対応が財務報告へ及ぼす影響が議論され、IASB が経済危機対応の一環として、十分な検討を尽くさないまま金融商品会計の見直しを拙速に進めようとしている点について強い懸念が表明された。IASB が 2009 年 7 月に公表した公開草案「金融商品：分類と測定」については、混合属性アプローチが概ね支持されたものの、償却原価カテゴリーへの分類要件の妥当性や、その他包括利益に表示した場合にリサイクリングしない提案につき疑問が投げかけられた。さらに、IASB と FASB で金融商品会計の見直しが別々に進められており、結論も異なっていることに懸念が表明された。

「IASB の作業計画」では、2011 年までに現在検討中の MoU 項目の大部分を完了させるという IASB の意欲的な計画について、締切を優先するあまり品質が犠牲となることへの懸念や、IFRS の急速な改訂は特に IFRS への移行過程にある国にとって対応が困難であるとの指摘があった。

「概念フレームワーク」では、「測定」の章のドラフトが取り上げられた。ここでは、どのような場合にどのような測定を選択すべきかのガイダンスの提供が目指されている。提案の特徴は、資産・負債の測定に焦点を当てていること、資産・負債の価値実現のあり方の違いにより、レリバントな測定は異なり得るとしている点である。混合属性アプローチの提案については支持する意見が多かった。日本からは、資産・負債に過度に焦点を当てることの妥当性について疑問を投げかける一方、資産・負債の成果への結び付け方（投資の性格）により、レリバントな測定方法は異なり得るとの着眼点は正しい方向性を示唆しているのではないかと指摘した。

「IFRS 解釈問題への対応」では、IFRS の導入に伴い各国で直面する IFRS 解釈問題への対応が議論された。IFRIC に指針の開発を要請するのが筋だが、IFRIC はあまり多くの指針開発を行わないのが実情である。IFRIC が取り上げない場合、特に、自国特有の問題については、各国の基準設定主体や、基準解釈機関が解釈指針を出すことでよいかが問題とされた。日本をはじめ多くの国からそのような対応については疑問が投げかけられた。

2 日目の冒頭には、「無形資産」のセッションで、日本からのプレゼンテーションを行った。国内の基準開発で直面している開発費資産計上問題について、無形資産専門委員会が実施した、開発費の資産計上を求める IAS38 号の規定の運用実態の調査を示しつつ、果たして、基準の意図どおりに有用な情報提供ができているのかを参加メンバーに問いかけ、基準運用レベルを国際的に引き上げてゆくこともこの会議の重要な課題ではないかと訴えた。続いてオーストラリアが、2008 年 11 月に公

表した内部創設無形資産の当初の会計処理に関するディスカッション・ペーパーについて受領したコメントの概要を報告し、評価は分かれるものの、さらに研究を継続すること自体は支持されていると総括して、次のステップとして、IFRS3 号「企業結合」の下における無形資産の当初の会計処理について、基準適用後のレビューを行うことを提案した。

「会計基準の影響の分析」では、前回に引き続き、開発される会計基準の影響を考慮するための、より体系的なアプローチを提供するモデルフレームワークの構築が検討されている。争点となっているのは、例えば、会計基準の設定者はマクロ経済等に対する効果等も考慮すべきか否か、考慮すべきだとすれば、会計基準の設定過程にどのように反映されるべきなのかといった点である。英国は、マクロ経済的な影響を含むすべての影響を考慮すべきであり、そのような考慮は会計基準設定の適正手続きの過程を通じてなされるべきである等の原則を提案した。議論は白熱し、提案を支持する意見もあったが、会計基準の設定においてマクロ経済への影響をどこまで考慮する必要があるのか、すべての基準についてすべての影響を考慮しなければならないのか、そもそも NSS がこのような問題を引き受けるのにふさわしいのか等の疑問の声も多く聞かれた。

「開示のフレームワーク」に関しては、FASB が開示のフレームワークを開発するプロジェクトを立ち上げ、2010 年の半ばにディスカッション・ペーパーを公表する予定であることが紹介された。これに対しては、このプロジェクトには国際的なニーズがあるため、FASB が米国のみに焦点を合わせるのではなく、IASB や NSS も関与すべきであるとの意見があり、FASB にそのような要望を伝えることとなった。

その他、英国からは、欧州の PAAinE ディスカッション・ペーパー「年金の財務報告」に対するコメントを考慮した最終レポート作成の経過報告があり、ニュージーランドからは、IAS 第 26 号「退職給付制度の会計及び報告」を廃止すべきではないかとの前回の問題提起を受け、廃止した場合の影響についての分析が報告された。韓国は、前回、IAS 第 21 号「外国為替レートの変動の影響」の下で、新興国が直面している通貨安に起因する問題の解決策検討の必要性を訴えたが、今回は、この問題に関心のある会計基準設定主体とワーキンググループを立ち上げ、研究レポートをまとめて IASB に提出することを提案した。フランスからは、IFRS 第 2 号「株式報酬」の基礎となる基本原則を明確にした基準改訂案を開発するプロジェクトの進捗状況の説明が行われた。

次回の NSS の会合は、2010 年の 4 月に韓国のソウルで開催される予定である。

以　上